

みんなの国民年金

平成23年度国民年金特集号

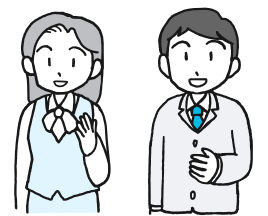
草加市の国民年金

●年金加入状況（平成23年9月末日現在）		●年金受給状況（平成22年度老齢、遺族、障害等の各年金）	
国民年金	第1号被保険者数（任意加入者含む）…38,318人	受給者数……………	43,990人
	第3号被保険者数……………19,839人	年 金 額……………	282億8,307万円
※人口244,124人 世帯数106,711世帯（平成23年10月1日現在）			

国民年金の手続きはお済みですか？

公的年金制度は、20歳から60歳になるまでの全ての方が必ず加入する制度です。加入の種類は3つあり、就職や結婚などにより加入の仕方が変わることがあります。手続きをしないと将来の年金額が減ったり、受けられなくなる場合もあります。

国民年金の種別

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
 農業、自営業、学生、フリーター、家事手伝い等の方	 厚生年金、共済組合に加入している方	 第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）
加入手続き先 保険年金課年金窓口・各サービスセンター	加入手続き先 勤務先	加入手続き先 配偶者の勤務先
保 険 料 平成23年度 月額15,020円 日本年金機構から送付される納付書や口座振替、クレジットカードにより納付ができます。前納（一括払い）を利用すると、保険料が割引されます。※納付が困難な場合には免除制度があります。	保 険 料 標準報酬月額×保険料率 保険料は事業主と被保険者が折半で負担し、被保険者分は給与から差し引かれます。加入している年金制度から国民年金制度へ拠出されます。	保 険 料 個人で納める必要なし 第2号被保険者である配偶者が加入している年金制度から国民年金制度へ拠出されるので、個人で納める必要はありません。※配偶者の扶養から外れる事由（配偶者の退職、収入の増加、離婚など）が発生した場合は第1号被保険者への手続きが必要となります。

第1号被保険者の保険料

定額保険料（平成23年度）	月額 15,020円	※付加保険料は、申出により納付できます。定額保険料に上乗せして納付することで、老齢基礎年金に加算されます。付加保険料のみの納付はできません。
付加保険料	月額 400円	

保険料の納付方法

●毎月の保険料は、原則翌月末日までに納付します。納付書で納付する場合は、各金融機関やコンビニエンスストアで納付ができます。納付書の他に口座振替やクレジットカードでも納付ができ、口座振替利用者に限り毎月の保険料を当月末振替とすることで、保険料が50円割引になります。また、前納（一括払い）を利用すると下の表のように保険料が割引になります。

		平成23年度の保険料を各納付方法で前納した時の金額と割引額						※割引額は、平成23年度の保険料と各前納額との差額になります。 次年度以降の保険料を口座振替で前納を希望される場合は、2月末までに金融機関にて手続きをしてください。
平成23年度の保険料 (月額保険料×12ヵ月分)		納付書払い		口座振替払い		クレジットカード払い		
		前納額	割引額	前納額	割引額	前納額	割引額	
定額保険料	180,240円	177,040円	3,200円	176,460円	3,780円	177,040円	3,200円	
定額＋付加保険料	185,040円	181,750円	3,290円	181,160円	3,880円	181,750円	3,290円	

保険料の納付が困難な場合、免除制度があります。

- 法定免除**：障害年金や生活保護法による生活扶助を受けている方は、届出をすることで保険料が全額免除になります。
 - 申請免除**：退職などの理由により保険料の納付が困難な場合は、申請し承認を受けることで保険料の全額または一部が免除になります。
- ※申請免除を希望される場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年の所得が審査の対象となります。忘れずに所得の申告を行ってください。
- ※退職後、勤務先から離職票、またはハローワークから雇用保険受給資格者証などが交付された場合は離職の特例があります。詳しくは保険年金課年金係までお問い合わせください。
- ※現在、申請免除の適用期間は平成23年7月分から平成24年6月分までとなります。
- 毎年7月から新年度分の申請免除の受付が始まりますので、受付開始時期にご注意ください。**

- 学生納付特例**：被保険者が学生の場合は、申請し承認を受けることで保険料の納付が猶予されます。
- ※現在、学生納付特例の適用期間は平成23年4月分から平成24年3月分までとなります。
- 毎年4月から新年度分の学生納付特例の受付が始まりますので、受付開始時期にご注意ください。**
- ※なお、法定免除および申請免除、学生納付特例の手続きは各サービスセンターでは手続きできません。

納付する保険料額と、将来受ける年金額に反映される割合（平成23年度）

申請免除の承認を受けた場合、納付する保険料と、将来受ける年金額に反映される割合は下の表のとおりです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予 学生納付特例
納付する保険料額	0円	3,760円	7,510円	11,270円	0円
年金額に反映 される割合	2分の1	8分の5	4分の3	8分の7	年金額には反映 されません
受給権との関係	いずれの期間も、受給資格期間に算入されます。				
あとから保険料 を納付する場合	10年以内なら、承認を受けた期間の保険料を納付できます。 (3年目からは当時の保険料に一定の加算金がかかります。)				
備 考	4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合は、減額後の保険料を納付する必要があります。 納付しない場合は未納扱いとなりますので、ご注意ください。				

東日本大震災により被災された被保険者の皆さまへ（国民年金保険料免除のお知らせ）

- 東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。
- 東日本大震災による被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、ご本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。
 - また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避の指示を受けた次の市町村に平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。
- 対象となる市町村は、福島県内の次の市町村です。**
- いわき市 田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡楢葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町
双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡飯館村
- ※いわき市に関しては、平成23年2月分から平成23年6月分までの期間が対象となります。
- 申請手続きについては、保険年金課年金係または越谷年金事務所へお問い合わせください。
- 〈適用期間〉平成23年2月分から6月分までの期間及び平成23年7月分から平成24年6月分までの期間
- 〈申請期限〉平成24年3月31日(木)まで

国民年金保険料と税

年内に納付した保険料は「社会保険料控除」として、全額所得税や市民税の課税対象の所得から控除が受けられます。

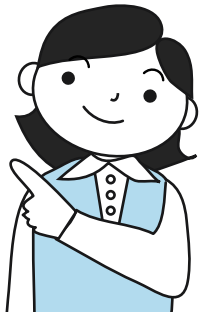
日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、この証明書を年末調整や確定申告の際にご利用ください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付時期	
平成23年 1 月 1 日から平成23年 9 月30日までの間に国民年金保険料の納付実績がある方	11月上旬に送付されます。
平成23年10月 1 日から平成23年12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付した方	翌年の2月に送付されます。

※社会保険料控除は、本人分だけでなく家族分の国民年金保険料を納付した場合も対象となります。

また、過去の分を遡って納めた場合も控除の対象となります。

国民年金基金	埼玉県国民年金基金		
税制上の優遇や、国からのバックアップを受けている公的な年金制度です。国民年金に上積みして、さらに豊かな老後を保障します。詳しくは埼玉県国民年金基金へお問い合わせください。	〈住所〉 〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル2F		
	〈電話〉 048-838-7575	〈フリーダイヤル〉 0120-65-4192	〈FAX〉 048-838-7570
	〈ホームページ〉 http://www.kokunenkin.or.jp		



国民年金の給付

① 老齢基礎年金

国民年金保険料を納付した期間や国民年金保険料の申請免除・学生納付特例の承認を受けた期間、厚生年金や共済組合の加入期間等の合計が**25年(300ヵ月)以上**ある方が、65歳から受けられます。

受けられる年金額(平成23年度)		
	年 額	月 額
満額(40年間納付した場合)	788,900円	65,742円
25年間(300月納付した場合)	493,100円	41,092円

※申請免除や学生納付特例、合算対象期間がある場合は、その期間に応じて年金額が減額されます。

※60歳までの間に納付月数が300月未満の場合は、60歳以降にもう一度国民年金に加入し、保険料を納付することで納付月数を満たすことができます。詳しくは保険年金課年金係までお問い合わせください。

繰上げ請求と繰下げ請求

老齢基礎年金は原則65歳から受けられますが、希望すれば60歳からでも減額された年金を受けることができます。

また、66歳から70歳までの間、年金を遅らせて増額された年金を受けることもできます。

繰上げ請求、繰下げ請求における受給率は下の表のとおりです。(65歳の受給率を100%とする)

※なお、一度繰上げ請求をすると生涯減額された年金を受けることになり、万が一60歳から65歳までの間に障害基礎年金を受ける要件を満たしても、障害基礎年金を受けられなくなるなどの給付制限があります。

請求 年齢	繰上げ請求						繰下げ請求					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
受給額	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	

② 遺族基礎年金

- 国民年金加入中の方が亡くなった
- 以前国民年金に加入していた、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が亡くなった
- 老齢基礎年金を受けていた方、または老齢基礎年金を受ける権利を満たしていた方が亡くなった

亡くなった方が上の要件のいずれかに該当した場合、その方に生計を維持されていた子のある妻、または子に支給されます。

(子は18歳未満、または20歳未満で障害基礎年金に該当する程度の障害を持つ子です。)

なお、遺族基礎年金の請求をする際、亡くなった方が国民年金保険料の納付要件を満たしている必要があります。

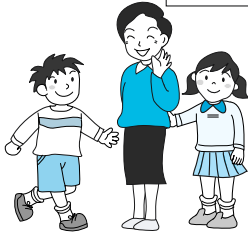
詳しくは保険年金課年金係までお問い合わせください。

遺族基礎年金の支給額(平成23年度)

年額788,900円(月額65,742円)＋子の加算

※子の加算額は、下の表のとおりです。

	年 額	月 額
1人目	227,000円	18,917円
2人目	227,000円	18,917円
3人目以降	75,600円	6,300円



③ 障害基礎年金

障害基礎年金は次の要件を満たしている人の障害の程度が、国民年金の障害等級表の1級または2級に該当していると認められた場合に支給されます。

- 国民年金の被保険者である間や、被保険者であった人が日本国内に居住している60歳から64歳までの間に、医師の初診を受けた病気やけがによる障害であること

または

- 20歳になる前に医師の初診を受けた病気やけがによる障害であること

なお、障害基礎年金の請求をする際、申請者が国民年金保険料の納付要件を満たしている必要があります。

詳しくは保険年金課年金係までお問い合わせください。

障害基礎年金の支給額(平成23年度)	
1 級	年額986,100円(月額82,175円)＋子の加算
2 級	年額788,900円(月額65,742円)＋子の加算

※子の加算額は、遺族基礎年金の場合と同じです。

障害基礎年金の子の加算制度が変わりました

平成23年4月1日から、法改正により障害年金の加算制度が見直され、障害基礎年金を受給している方に関しては、子の加算制度が変わりました。

- 障害基礎年金の受給権発生後に子が生まれても、障害基礎年金の子の加算対象になりました。

また

- 児童扶養手当の支給対象となっている場合、障害基礎年金の子の加算との選択ができるようになりました。

20歳前傷病による障害基礎年金を受給されている方へ

20歳前傷病による障害基礎年金を受給されている方は、毎年7月に所得状況届(または診断書)が日本年金機構から送付されます。

所得状況届(または診断書)の提出期限は7月末となっておりますので、忘れずに保険年金課年金係へご提出ください。

国民年金の独自給付 ～第1号被保険者の方へ～

付加年金	寡婦年金	死亡一時金														
●定額保険料に加えて、月額400円の付加保険料を納付することにより、下の式によって計算された金額が、年間の老齢基礎年金額に加算されます。 〈加算額〉200円×付加保険料納付月数 ●第1号被保険者が加入できますが、国民年金基金に加入されている方や、国民年金保険料の免除を受けている方は加入できません。	●第1号被保険者として、国民年金保険料を25年以上納付した（免除を受けた期間も含みます）夫が老齢基礎年金を受けずに亡くなった場合、妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。 ●ただし、10年以上の婚姻期間が必要となります。 ●支給される年金額は、夫が受けるはずであった老齢基礎年金額の4分の3の額となります。 ●死亡一時金 that 得られる場合は、どちらかの選択となります。	●第1号被保険者として、国民年金保険料を納付した月数が36月以上ある方が亡くなった場合、亡くなった方と生計を同じくしていた遺族に支給されます。 ●請求期間は、死亡日から2年以内となります。 <table><tr><th>保険料納付済月数</th><th>死亡一時金の額</th></tr><tr><td>36月以上180月未満</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>180月以上240月未満</td><td>145,000円</td></tr><tr><td>240月以上300月未満</td><td>170,000円</td></tr><tr><td>300月以上360月未満</td><td>220,000円</td></tr><tr><td>360月以上420月未満</td><td>270,000円</td></tr><tr><td>420月以上</td><td>320,000円</td></tr></table> ※付加保険料の納付が36月以上ある場合は、8,500円加算	保険料納付済月数	死亡一時金の額	36月以上180月未満	120,000円	180月以上240月未満	145,000円	240月以上300月未満	170,000円	300月以上360月未満	220,000円	360月以上420月未満	270,000円	420月以上	320,000円
保険料納付済月数	死亡一時金の額															
36月以上180月未満	120,000円															
180月以上240月未満	145,000円															
240月以上300月未満	170,000円															
300月以上360月未満	220,000円															
360月以上420月未満	270,000円															
420月以上	320,000円															

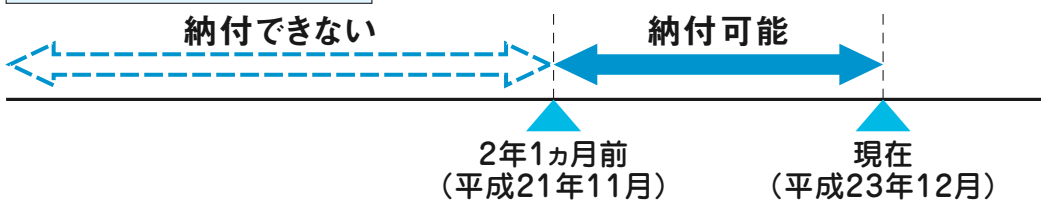
年金受給者の皆さまへ ～こんな時は、こんな手続きを!～

誕生月がきたとき	ご住所や年金の受取先を変えるとき	年金を受けている方が亡くなったとき
年金受給権者現況届の提出 ●住民票コードを届出済の方は、原則提出が不要となります。 ●住民票コードが未届けなどの方は、毎年誕生月に日本年金機構から現況届が送付されます。必要事項を記入し、日本年金機構へご返送ください。	年金受給権者住所・支払機関変更届の提出 ●平成23年7月1日から、住民票コードを届出済の方は、住所変更届の提出が不要となりました。 ●住民票コードが未届けの方や年金の受取先を変更される方は、年金受給権者住所・支払機関変更届を年金事務所までご提出ください。	年金受給権者死亡届の提出 ●平成23年7月1日から、死亡届の提出が不要となりました。（死亡の事実があってから、戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出をした場合に限りです） ●それ以外の場合は、死亡届の提出が必要となります。 ●死亡届の提出が必要な場合は、亡くなった方の年金証書及び死亡を証明する書類を添付し、速やかに届出をしてください。届出が遅れると、年金の過払いが生じ、遺族の方にあとで返していただく場合があります。詳しくは保険年金課年金係までお問い合わせください。

お知らせ

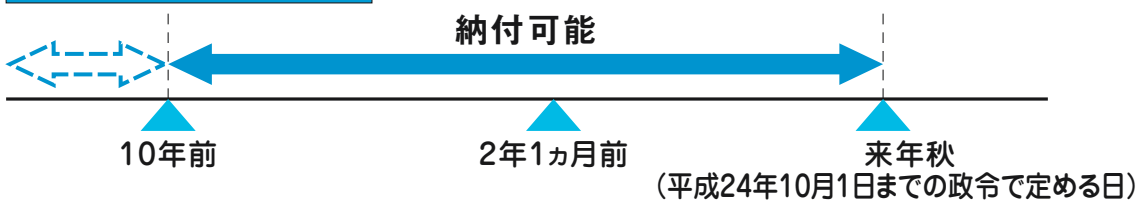
法改正により来年秋から3年間に限り、国民年金保険料の納付可能期間が10年間に延長される予定です。

現行の制度



- 現行の制度では、現在から遡って2年1ヵ月前の分の保険料は納付できますが、それ以前の期間は時効により納付できません。

来年秋から（予定）



- 来年秋(平成24年10月1日までの政令で定める日)からは、現在から遡って10年前の分までの保険料が納付できるようになる予定です。

注意

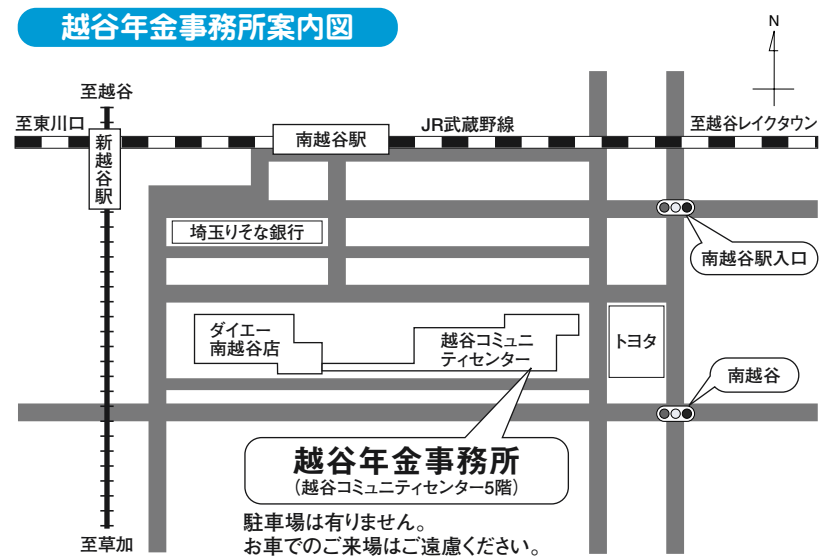
- この制度の施行日は、「平成24年10月1日までの、政令で定める日」となっており、現時点では正確な施行日は確定していません。
- この制度は、「施行日から3年間に限り有効」となります。
- この制度は、すでに老齢基礎年金を受けている方などは対象となりません。
- 詳しくは保険年金課年金係または越谷年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ先一覧

- 国民年金のお問い合わせ**
 草加市保険年金課年金係
 〒340-8550 草加市高砂1-1-1
☎048-922-1596(直通)
 FAX 048-922-3178

●厚生年金・国民年金のお問い合わせ
 越谷年金事務所
 〒343-8585 越谷市南越谷1丁目 2876-1
 越谷コミュニティセンター5階
☎048-990-3905(国民年金課)
☎048-990-3900(お客様相談室)
 FAX 048-990-3910

越谷年金事務所案内図



ご利用ください

- 日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>
 ☆年金額の簡易試算など、さまざまなことを調べることができます。

●ねんきんダイヤル
 ねんきん定期便、ねんきんネットに関するお問い合わせ
 ☎0570-058-555
 一般的な年金相談に関するお問い合わせ
 ☎0570-05-1165

草加市職員を名乗る、振り込め詐欺にご注意ください!

- 市内では、様々な手口の振り込め詐欺が発生しております。
この中で、草加市職員を名乗る男から還付金についての電話があり、金融機関のATMを操作するように指示され、お金を振り込んでしまう事件が発生しました。
- 当市では、ATMで還付金を支払うことはありません。また、還付金がある場合には、必ず郵送で通知しています。
還付金などに関する電話がかかってきた場合は、草加市役所までご確認ください。
草加市役所（代表） ☎048-922-0151
また、振り込め詐欺の可能性が高い電話がかかってきた場合には、草加警察署までご相談ください。
草加警察署 ☎048-943-0110

